

役員報酬等並びに費用に関する規程

平成24年4月1日制定

令和元年6月27日改定

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人全日本トラック協会（以下「当協会」という。）定款第32条の規程に基づき、役員報酬等並びに費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第25条の規程に基づき置かれる理事並びに監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、当協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称如何を問わず、費用とは明確に区分されるものをいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、宿泊費等手数料の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものをいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、それぞれの役員等の勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤理事には、定例報酬、賞与、退職手当を支給する。
- (2) 監事には、計算書類等の監査実施毎に謝金を支給することができる。
- (3) 非常勤の理事及び監事には、退職功労金を支給することができる。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤理事に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で、理事会の承認を得て、決めるものとする。

- (1) 定例報酬 別表第1に定める額
 - (2) 賞与 別表第2に定める算式により算出される額
 - (3) 退職手当 別表第3に定める算式により算出される額
- 2 監事に対する謝金は、別表第1に定める額
- 3 非常勤の理事及び監事の退職功労金は、別表第4に定める額

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 定例報酬 毎月20日(支給日が休日に当たるときは、その前日)に支給する
 - (2) 賞与 毎年6月及び12月
 - (3) 退職手当 任期満了、辞任又は死亡により退任した後1ヶ月以内
- 2 監事に対する謝金の支給は、計算書類等の監査実施後速やかに支給する。
 - 3 非常勤の理事及び監事は、任期満了、辞任又は死亡により退任した後1ヶ月以内に支給する。
 - 4 報酬等は、通貨を持って本人(死亡により退任した者の退職手当にあつては、本人の遺族。)の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。
 - 5 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬額の日割り計算)

- 第6条 新たに常勤理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤理事が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
 - 3 月の途中において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、当該月の休日以外の日数で除して得た額とする。
 - 4 第2項の規定にかかわらず、常勤理事が死亡により退任した場合は、原則その月までの報酬を支給する。

(費用)

- 第7条 当協会は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅延なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。
- 2 常勤理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給する。

(公表)

- 第8条 当協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、総会の議決による。

(補則)

- 第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が会長の承認を得て、別に定めるものとする。

附則 この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

(附 則)

- 1 この規程は、令和元年6月27日より改定実施する。

別表第1（第4条関係）

定例報酬の限度額は、以下の範囲内で支給する。

役職名	定例報酬の限度額	役職名	謝金の限度額
理事長	月額 120 万円以下の範囲内	監事	計算書類等の監査実施毎に 3 万円以下の範囲内
専務理事	月額 110 万円以下の範囲内		
常務理事	月額 90 万円以下の範囲内		

別表第2（第4条関係）

賞与の年間支給額は、報酬月額に 4.45 ヶ月を乗じた額とする。

別表第3（第4条関係）

退職手当は、報酬月額に在任年数による支給割合を乗じ、さらに 2.0 以下の範囲内で業務実績に対する評価を踏まえた役員加算を乗じて得た額とする。

退職手当支給割合表

在任年数	支給割合
1	1.00
2	2.20
3	3.40
4	4.70
5	6.00
6	7.40
7	8.80
8	10.20
9	11.60
10 以上	13.00

在任年数に 1 年未満の端数があるときは、該当する在任年数の割合と在任年数に 1 年加算した割合との差の 12 分の 1 に月数を乗じて得た数を在任年数の割合に加算する。

別表第4（第4条関係）

役職	期間	退職功労金
会長及び副会長	1 期以内	5 万円
	1 期超 3 期以内	10 万円
	3 期超	20 万円
常任理事及び監事	1 期以内	2 万円
	1 期超 3 期以内	5 万円
	3 期超	10 万円
理事	5 期以上	2 万円